

京都工芸繊維大学

産学公連携推進センター

平成30年度年報



はじめに

近年、産業構造の変化やグローバル化などにより国際競争が激化し、イノベーションを取り巻く環境が大きく変化していることを背景に、オープンイノベーションの重要性が叫ばれています。また、政府、産業界から大学に対しては、マネジメント機能を強化したうえで「組織」対「組織」の本格的な産学連携が期待されています。

京都工芸繊維大学は、「優れた人的資源と知的資源とを十分に活かし、地域における文化の継承と未来の産業の発展に貢献する」という理念に基づき、企業ニーズと大学シーズのマッチングによる共同研究や受託研究、研究者交流や地域社会との連携事業を通して、積極的に社会貢献活動に取り組んでいます。また、従来の個々の大学研究者と企業との共同研究による産学連携にとどまらず、さらに、学長のリーダーシップのもと、部局の枠を越えた幅広い視点から戦略的な連携を推進しています。

平成 30 年 10 月には改組を行い、これまで大学における研究力向上、産学連携に係る企画、立案、実施等を一元的に行ってきた「研究戦略推進本部」を、「研究戦略推進委員会」と「産学公連携推進センター」に再編しました。これにより、学長のリーダーシップのもと、それぞれのミッションを遂行し、これまで以上に強力に産学連携活動を推進する体制を構築しています。

本書は、平成 30 年度における研究戦略推進本部及び産学公連携推進センターの活動をまとめ、学内外にかかわらず、組織の活動内容を広く周知することを目的としております。是非ともご高覧いただけますと幸いです。

2019 年 6 月

京都工芸繊維大学

理事・副学長

産学公連携推進センター長 吉本 昌広

産学公連携推進センター 平成30年度年報 目次

1.	産学公連携推進体制について.....	1
	(1) 概要	
	(2) 産学公連携推進センター	
2.	産学公連携活動の推進.....	3
	(1) シーズ発表、展示会等	
	(2) 研究広報	
3.	研究成果等の実用化及び起業化支援	8
	(1) テックリーダー演習	
	(2) KITハッカソン2018	
4.	技術者・社会人教育.....	10
	(1) 先端技術研修「生産現場のIoTリアルタイム計測・診断」技術講習会	
	(2) 知的財産権セミナー「産学連携と知的財産」	
5.	産学連携データ.....	12
	(1) 産学連携交流制度の概要	
	(2) 科学技術相談	
	(3) 産学公連携等実施状況	
6.	京都工芸繊維大学産学連携協力会について.....	17
	(1) 概要	
	(2) 会員数の推移について	
	(3) 平成30年度役員会・総会・講演会・交流会の開催	
	(4) 京都松ヶ崎・産学連携フォーラム	
7.	会議等の記録.....	21
	(1) 研究戦略推進本部運営委員会	
	(2) 産学公連携推進センター運営委員会	
	(3) 国立大学法人共同研究センター長等会議	
	(4) 四工大地域共同研究センター長等会議	

8. 関係規則..... 26

研究戦略推進本部規則

産学公連携推進センター規則

産学公連携推進センター連携企画室規則

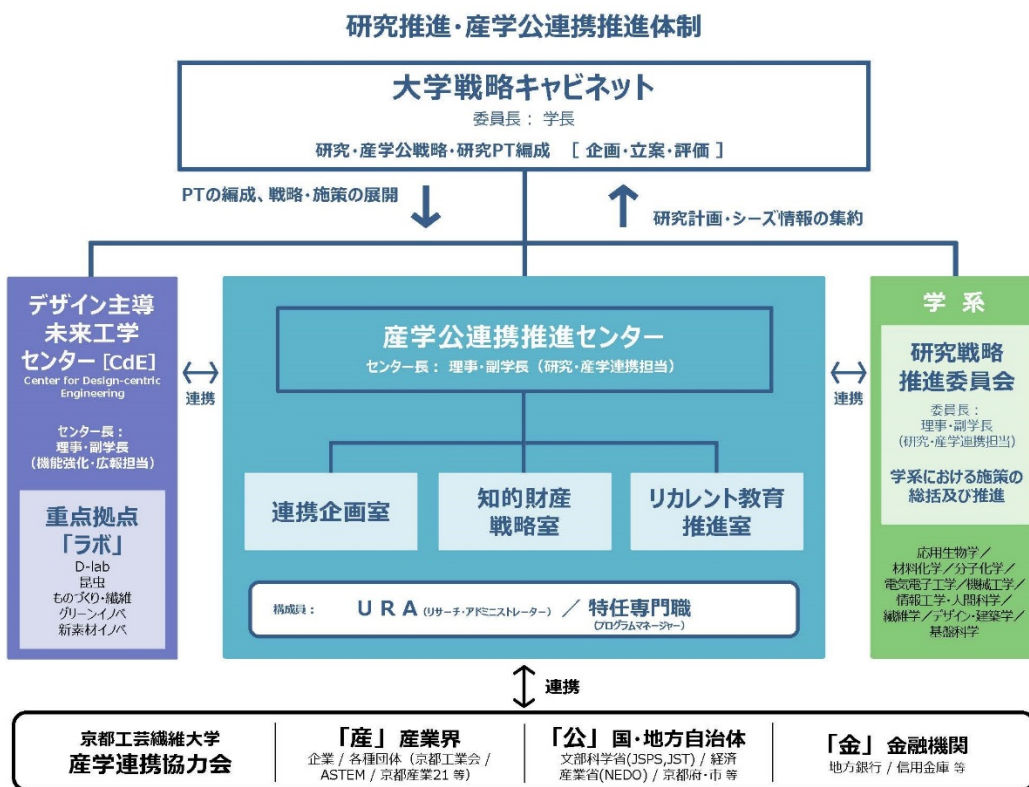
産学公連携推進センター知的財産戦略室規則

産学公連携推進センターリカレント教育推進室規則

1. 産学公連携推進体制について

(1) 概要

学長のリーダーシップによる研究・産学公連携推進体制強化を図るため、戦略策定及びプロジェクトチーム編成に係る機能を「大学戦略キャビネット」に集約するとともに、「産学公連携推進センター」、「デザイン主導未来工学センター」、「研究戦略推進委員会」が相互に連携しながら産学公連携活動を推進しています。（平成30年10月1日改組）



(2) 産学公連携推進センター

①概要

「優れた人的資源と知的資源とを十分に活かし、地域における文化の継承と未来の産業の発展に貢献する」という理念に基づき、本学では「産学公連携推進センター」を中心として、企業ニーズと大学シーズのマッチングによる共同研究や受託研究、研究者交流や地域社会との連携事業を通して、積極的に社会貢献活動に取り組んでいます。

また、専任のURAを配置し、産学公連携に係る学内外の窓口として、教員組織である「学系」及び重点研究組織である「デザイン主導未来工学センター」に対してサポートを行うとともに、大型外部資金に係る情報を収集し、学内に展開しています。

②役割

産学公連携推進センターには、「連携企画室」「知的財産戦略室」「リカレント教育推進室」の3室が置かれ、それぞれの業務を遂行しています。主な役割は以下のとおり。

<連携企画室>

- ・産学公連携プロジェクト等の企画及び推進に関すること
- ・企業、地方公共団体その他の外部の機関との共同研究及び受託研究等の促進に関すること
- ・地域等の研究ニーズ及び研究シーズに基づく産学公連携に関すること
- ・技術教育への支援に関すること
- ・外部資金の獲得に関する情報収集及び支援に関すること
- ・研究成果等に基づいた実用化及び起業化の支援 など

<知的財産戦略室>

- ・知的財産戦略に関すること
- ・知的財産の審査等に関すること
- ・知的財産の保護、管理及び活用に関すること
- ・利益相反マネジメントの支援に関すること など

<リカレント教育推進室>

- ・地域等のニーズに基づくリカレント教育の推進に関すること
- ・リカレント教育プログラムに関すること など

③メンバー

産学公連携推進センター（平成30年度）

産学公連携推進センター長	吉本 昌広（理事・副学長）
産学公連携推進センター副センター長	堤 直人（理事・副学長）
産学公連携推進センター副センター長	小野 芳朗（理事・副学長）

<連携企画室>

連携企画室長／URA	行場 吉成
URA	小島 義己
URA	松田 範昭
URA	川崎 修
URA	島田 かおり
特任専門職（プログラママネージャー）	向井 雅昭

<知的財産戦略室>

知的財産戦略室長／シニア・フェロー	坂井 貴行
URA	川崎 修（再掲）
URA	島田 かおり（再掲）
URA	行場 吉成（再掲）
特任専門職（プログラママネージャー）	向井 雅昭（再掲）

<リカレント教育推進室>

リカレント教育推進室長	吉本 昌広（再掲）
-------------	-----------

2. 産学公連携活動の推進

(1) シーズ発表、展示会等

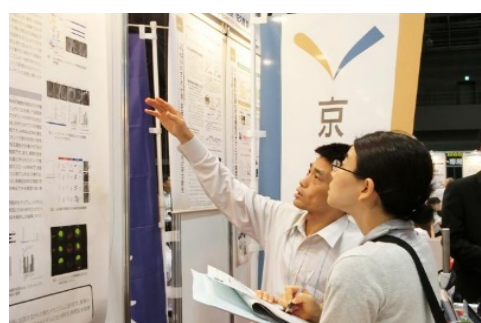
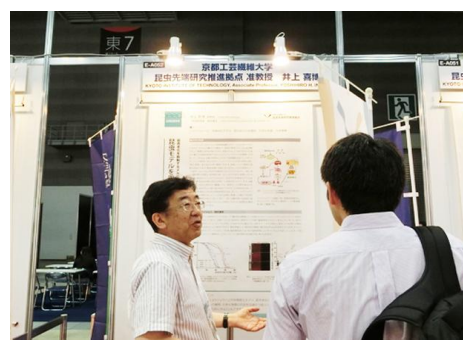
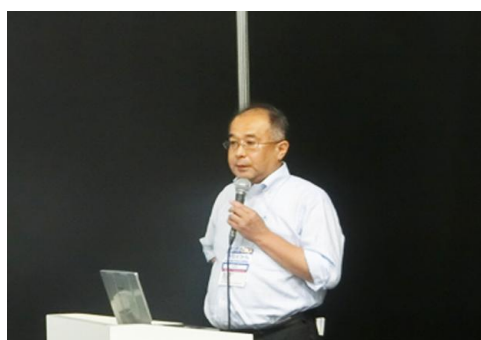
高機能セラミックス展 アカデミックフォーラム

日時 平成30年5月9日（水）～11日（金）
場所 インテックス大阪
主催 リードエグジビションジャパン株式会社
出展 ヒ素・セレンフリー赤外透過ガラスと放射線
線量計用蛍光ガラス
材料化学系 角野 広平



BIO tech 2018 アカデミックフォーラム

日時 平成30年6月27日（水）～29日（金）
場所 東京ビッグサイト
主催 リードエグジビションジャパン株式会社
出展 「ショウジョウバエ早期老化モデルを用いた抗老化物質の探索と作用機構の解析」
応用生物学系 井上 喜博
「ノンコーディング領域ががん遺伝子yorkie/YAPとがんを繋ぐ」
応用生物学系 吉田 英樹
「昆虫ウイルス多角体を用いた神経細胞の分化制御」
応用生物学系 森 肇
「ヒト触感を定量化する機能のテクノロジー高度化」
繊維学系 佐久間 淳



京都工芸繊維大学新技術説明会

日 時 平成30年8月7日（火）12時55分～16時00分
場 所 JST東京本部別館 1Fホール
主 催 国立研究開発法人科学技術振興機構
国立大学法人京都工芸繊維大学
後 援 特許庁、関東経済産業局

プログラム

開会挨拶	理事・副学長	吉本 昌広
「自発光するあるいは自然光照明された動く物体の3次元形状計測技術」	電気電子工学系	栗辻 安浩
「偏光ドーナツビームを生成可能なワンチップレーザ」	電気電子工学系	北村 恭子
「超高感度熱流センサを用いた示差走査熱量計」	材料化学系	八尾 晴彦
「ミストプラズマで環境をきれいにし、生きものを元気にする」	電気電子工学系	高橋 和生
「低損失 MHz スイッチングを可能とするパワー素子駆動回路」	電気電子工学系	古田 潤
「ラジオフォトルミネッセンス現象を示す放射線線量計用ガラス」	材料化学系	角野 広平
閉会挨拶	理事・副学長	吉本 昌広



イノベーション・ジャパン 2018 ～大学見本市&ビジネスマッチング～

日 時 平成30年8月30日（木）～8月31日（金）
場 所 東京ビッグサイト 西展示棟 西1ホール
主 催 国立研究開発法人科学技術振興機構 (JST)
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)

出 展

(組織展示) 「地産池消型エネルギー融通

～電力ルータを用いた自律分散協調型 DC 電力ネットワーク」

電気電子工学系 門 勇一

(シーズ展示) 「ヒ素・セレンフリー赤外透過ガラスと放射線線量計用蛍光ガラス」

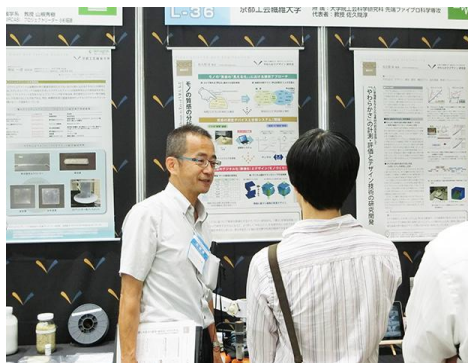
材料化学系 角野 広平

「モノの質感の分析・見える化と IoT 時代のデザイン実践法」

繊維学系 佐久間 淳

「新たなラクチルセグメント素材の開発と応用展開」

繊維科学センター 増谷 一成



第12回けいはんなビジネスメッセ

日 時 平成30年10月4日（木）、5日（金）
場 所 けいはんなプラザ
主 催 公益財団法人
関西文化学術研究都市推進機構
出 展 産学公連携推進センター



中信ビジネスフェア

日 時 平成30年10月17日（水）、18日（木）
場 所 京都パルスプラザ
主 催 京都中央信用金
出 展 産学公連携推進センター



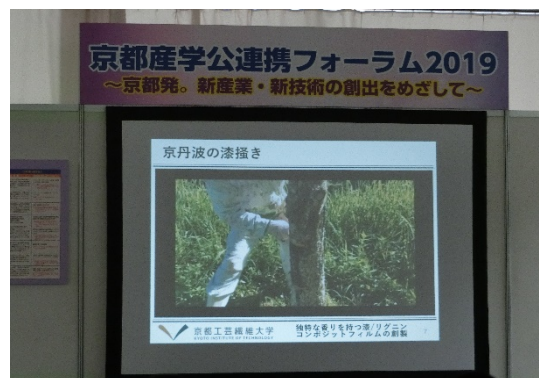
京都産学公連携フォーラム2018（同時開催：京都ビジネス交流フェア 2018）

日 時 平成31年2月14日（木）～15日（金）
場 所 京都パルスプラザ
主 催 京都工芸繊維大学、京都産業大学、京都大学、京都府立医科大学、京都府立大学、同志社大学、立命館大学、龍谷大学、京都府、京都市、京都商工会議所、京都産学公連携機構、公益社団法人京都工業会

シーズ発表 「独特な香りを持つ漆/リグニンコンポジットフィルムの創製」

繊維学系

山田 和志



(2) 研究広報

①研究者紹介ハンドブック

http://www.liaison.kit.ac.jp/researchers_db/

研究者紹介ハンドブックでは、京都工芸繊維大学の研究者（教員）について、研究テーマやその内容、所属学会、主な職歴などを写真とともに紹介しています。冊子巻末では、本学における産学公連携や地域連携に関する情報を掲載しています。



②知のシーズ集

<http://www.liaison.kit.ac.jp/liaison/db/>

本学教員がどのような研究を行っているのか、バイオ、材料、電子、情報、機械、環境などの先端科学技術分野から建築・デザインまでの幅広い分野に関して、基礎研究からその応用までを具体的に紹介しています。



③研究者総覧

<https://www.hyokadb.jim.kit.ac.jp/top/ja.html>

教員の専門分野、研究課題、業績等をデータベースシステムで紹介しています。

④パテントカタログ

<http://www.liaison.kit.ac.jp/liaison/patent/>

京都工芸繊維大学が単独で保有するパテント（特許）を中心に、その特徴や新規性、従来技術との比較、さらには産業化への応用イメージまで説明しています。

⑤ドリップバックコーヒー

産学公連携推進センターにおいて、産学連携・地域連携を円滑に推進するための広報グッズとして、本学の特徴をデザインに取り入れた、オリジナルパッケージのドリップバックコーヒーを作製しています。作製にあたっては、小川珈琲株式会社様に特別協力をいただきました。



3. 研究成果等の実用化及び起業化支援

(1) テックリーダー演習

■ 博士前期課程(春学期) 開講科目

「テックリーダー演習Ⅰー起業工学ー」 (問題提起、対話形式)

担当教員 吉本 昌広 産学公連携推進センター長/冨澤 治 非常勤講師

加納 剛太 非常勤講師/出川 通 非常勤講師/石綿 宏 非常勤講師

【目的・概要】

■ 第1部 イノベーションとアントレプレナーシップ

「グローバル経済における日本企業の課題」、「イノベーションとアントレプレナーシップ」の講義から起業工学の背景を理解します。日本企業が直面する課題をどのように捉えるのか、技術開発の果たす役割、産学連携の意義、など企業経営における喫緊の課題について基礎的な理解を深めていきます。

■ 第2部 新事業創造のプロセスに関する基礎理論

「新事業創造のプロセスとしての起業工学」、「イノベーション:より優れた価値を生み出す活動」、「市場リーダー企業の落とし穴-技術のS曲線と破壊的技術」、「マーケティング入門:顧客志向の概念」の講義から経済的価値創造プロセスの基礎的な知見を得ます。

■ 第3部 起業工学の実践

「知識経営と日本式イノベーション」で知識創造のプロセス、伝統産業を基盤とした8合目産業とも言われる京都発ベンチャーの事例、現代のIoT時代の先駆けともなった80年代のTRONプロジェクトの例を振り返ります。また、本講義全般を通じた今後の日本のあり方を「伝統から未来へ」というキーワードで議論し、起業工学全体の過去、現在、未来の総括を行います。

■ 第4部 グローバルマネジメントと起業家精神

ボーダーレス化、ネットワーク化が成熟しつつある現在の環境に対応するため「第4次産業革命とグローバルマネジメント」、「米国における起業家精神の本質」、「欧米における開発戦略の変化と新たな競争原理」、「ボーダーレス経営とそのビジネスモデル」の講義を通じてグローバルマネジメントの視点で起業工学を理解します。

■ 第5部 伝統から未来へ

研究から開発そして商品化と展開し収益を伴う事業に至るまでの過程を動的な循環モデルとして扱うダイナミック・ビジネスモデルについて考察します。技術成果を資産として成熟に至る過程、マーケットが形成される過程、利益が生み出され更なる技術開発に向けて活用する動的な循環のモデルを構築します。今後の重要課題であるA/I、IOT、Big data等々のキーワードを加味して日本のイノベーションのあるべき姿「伝統から未来へ」を展望し総括的に議論を行います。

(2) KIT ハッカソン 2018

概 要	ハッカソンとは、与えられたテーマに関する新しいサービスやシステム、アプリケーション等をチームで開発し、その成果を競う実践的な開発イベントです。本学学生のアントレプレナーシップの涵養や開発段階からのものづくりの経験の蓄積を目的として実施し、産学公連携推進センターにおいて開発費を支援しました。
主 催	京都工芸繊維大学 産学公連携推進センター
技術協力	ヤフー株式会社
担当教員	情報工学・人間科学系 山本 景子 助教
対 象	京都工芸繊維大学に所属する学生
開発テーマ	「防災」（被害軽減、復旧、観光災害など）
参加者	27 名（10 チーム）
スケジュール	キックオフ 平成30年10月13日（土） 開発期間 平成30年10月13日（土）～平成30年11月9日（金） 発表会 平成30年11月10日（土）

4. 技術者・社会人教育

(1) 先端技術研修「生産現場の IoT リアルタイム計測・診断」技術講習会

企業の電気系技術者を対象として、重要な要素技術の一つであるリアルタイム計測・診断技術に関する実習を含んだ講習会を開催しました。

日 時 平成30年8月31日（金）
場 所 京都工芸繊維大学 京丹後キャンパス
対 象 工作機械や生産設備の設計・開発に従事する電気系技術者
生産現場での IoT 導入に関心のある機械・電気系技術者
講 師 情報工学・人間科学系 福澤 理行
講習内容

1. IoT システムの基礎
 - (ア) IoT システムのアーキテクチャ
 - (イ) フィールド・エッジデバイス
 - (ウ) インフラストラクチャ
 - (エ) サービスプラットフォーム
2. 予知保全の要素技術
 - (ア) リアルタイム計測
 - (イ) 波形データの前処理・解析手法
 - (ウ) 常時監視
 - (エ) 故障診断、FMEA
3. エッジデバイスを用いた計測実習
 - (ア) SensorTag のファームウェア開発
 - (イ) SensorTag を用いたリアルタイム計測
4. 電力計 AFE チップの評価実習
 - (ア) 電圧・電流・電力等の計測
 - (イ) THD 計測
5. まとめ



(2) 知的財産権セミナー 「産学連携と知的財産」

日時 平成30年11月23日（金）
場所 京都工芸繊維大学 松ヶ崎キャンパス 60周年記念館 1階 記念ホール
主催 京都工芸繊維大学 産学公連携推進センター、叡翔会

プログラム

- 講演1 「木製の飛行機や自動車を目指して～木材の流動現象の発現と利用技術～」
京都大学 生存圏研究所（農学研究科） 教授 金山 公三 氏
- 講演2 「iPS細胞技術と知的財産権～大学における発明の保護と利用～」
京都大学 iPS細胞研究所（CiRA）医療応用推進室 知財Gグループ長
弁理士 立川 伸子 氏
- 講演3 「モノリスと出会う～」
株式会社エマオス京都 代表取締役社長 石塚 紀生 氏

京都工芸繊維大学
KYOTO INSTITUTE OF TECHNOLOGY

産学連携推進センター
産学公連携推進センター

京都工芸繊維大学・叡翔会 共催

知的財産権セミナー 2018

講演:

14:05 京都大学 生存圏研究所 (産学連携) 講師
金山公三氏 産学連携推進センター 産学公連携推進センター 知財Gグループ長 / 弁理士
■ 木製の飛行機や自動車を目指して
-木材の流動現象の発現と利用技術-
木質材料の利用は、乾燥温度化対策とともに層間異質材接合として有効ですが、利用量が少ないのが現状です。最近、自動車や家電製品などの木質材料の行状が検討され始めており、その際にキートンロジーとなる可能性をもつ木材の造形加工について紹介します。従来の「切る」「削る」「曲げる」等の加工とは全く異なり、世界初の「木材の流動現象」を応用して電圧から電磁場まで成形制御システムで成形する技術です。

15:30 京都大学 iPS細胞研究所 (産学連携) 講師
立川伸子氏 産学連携推進センター 産学公連携推進センター 知財Gグループ長 / 弁理士
■ iPS細胞技術と知的財産権
-大学における発明の保護と利用-
iPS細胞の発見から10年以上がたち、その応用分野も広がりを見せつつあります。当該分野では、iPS細胞を広く活用してもらい、応用面での成果につなげる、という山中伸弥教授の理念に基づいて、幅広い分野で発明が蓄積されています。本セミナーでは、大学における知的財産権の一端をご紹介いたします。

16:15 株式会社エマオス京都 代表取締役社長
石塚紀生氏 産学連携推進センター 産学公連携推進センター 知財Gグループ長 / 弁理士
■ モノリスと出会う～
モノリスとは、マイクロメートル程度の厚さの層が層分け合った共通構造を有する新規な高分子多層体のことであり、当社ではこれまで高強度紫外線透過フィルム、高分離カラム、マイクロ波共振リアクター、リチウムイオン電池用セパレーター等に展開してきました。モノリスの開発と商品開発、結果に繋がるまでの経験とこれまでの成果について、特許戦略を含めて紹介します。

11.23 [学務部] 祝 14:00-17:00 [13:30開場] 参加無料
京都工芸繊維大学 60周年記念館 1F 記念ホール <https://bit.ly/2QV191z>

申し込み / 申し込み受付終了

申し込み期間: 2018年11月21日(金) 申し込み受付終了

TEL: 075-724-7039 / FAX: 075-724-7030 / E-mail: chizai@kit.ac.jp ※定員になり次第受付終了

主催: 京都工芸繊維大学 産学公連携推進センター / 叡翔会 / 協力: 京都工芸繊維大学 知財推進委員会

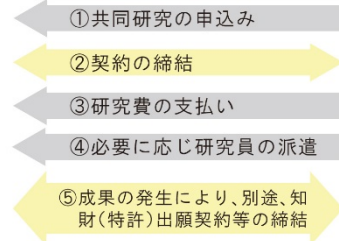
* 京都工芸繊維大学 産学公連携推進センター 産学公連携推進センター 知財Gグループ長 立川伸子氏 による特別講演。特別講演、および企業に所属している京都工芸繊維大学の卒業生、若しくは職歴あり、特許関係を行っている、現在京都府の特許事務所にてなく、非ムロ、Gグループ等以外、他企業に所属している卒業生も参加することができます。定員20名を超過し、抽選参加に関する連絡や質問の受付、特別講演、特別講演のみの抽選参加を行います。両委員会での抽選結果と入場券を合せて発行いたします。

5. 産学連携データ

(1) 産学連携交流制度の概要

●共同研究制度

企業等と当大学の研究者が協力して、共通の課題について対等の立場で共同して研究することで、優れた成果を生み出そうとするのが共同研究制度です。研究に必要な設備を大学内に持ち込むことや、当大学に企業から研究者を派遣することもできます。

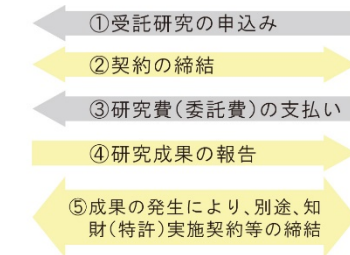


企業等

●受託研究制度

企業等から当大学の研究者が委託を受けて研究を実施し、その成果を委託者に報告する制度です。

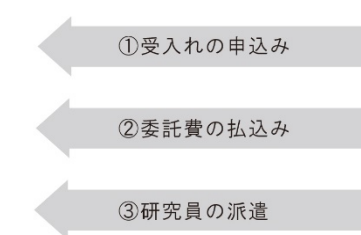
(ここでの「受託」は大学側から見た呼称です。)



企業等

●受託研究員制度

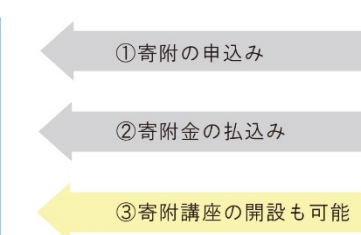
企業等が現職技術者や研究者を当大学に派遣して、大学院レベルの研究指導を受ける制度です。



企業等

●寄附金制度

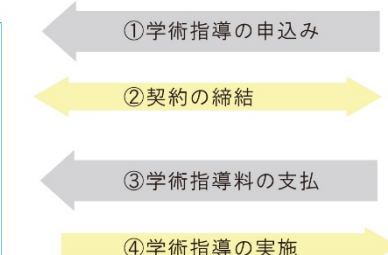
学術研究や教育の奨励を目的として、企業等から現金及び有価証券を受け入れる制度です。当大学への寄附金は、法人税法、所得税法による税制上の優遇措置が受けられます。また、法人の場合は全額を損金に算入することができます。個人の場合は、寄附金の年間合計が2千円を超える場合、その超えた金額を総所得金額の40%を上限として所得控除できます。



企業等

●学術指導制度

当大学の研究者が、企業等の事業活動を支援することを目的として、教育、研究又は技術上の専門知識に基づき、企業等に指導及び助言を行います。



企業等

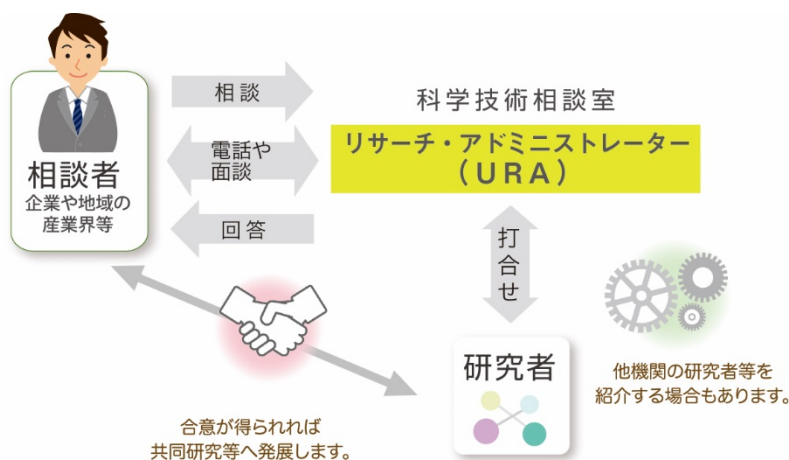
(2) 科学技術相談

近年、科学技術の高度化・複合化の進展は著しいものがあります。このような状況下にあつて、本学のように伝統の上に立ちながら時代の進展と共に自己改革を進め発展を続けてきた工学系の大学に対する産業界の期待は、一段と大きくなってきております。

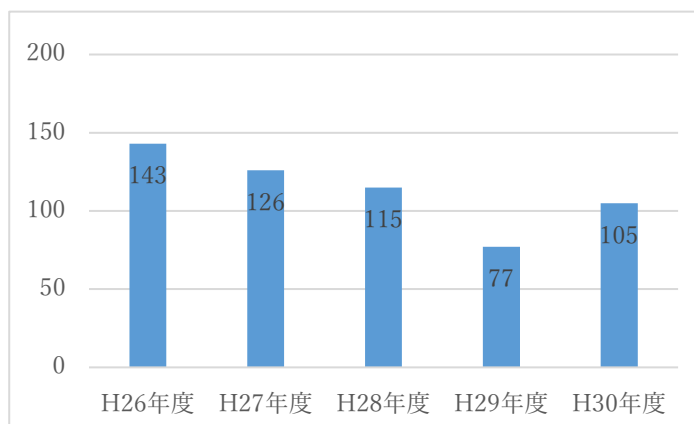
本学は、平成元年12月に「科学技術相談室」を設置し、広く産業界や公的機関からの技術相談に応じており、企業等が直面する技術的な問題や課題を、本学の専門研究者（教員）との共同研究等により解決してきました。

相談は無料ですので、お気軽にご利用ください。科学技術相談がさらに共同研究等へ発展し、大学の持つ高度な専門的知識と技術が社会に還元されることを期待します。

・相談受付の流れ



・科学技術相談実績（件数の推移）

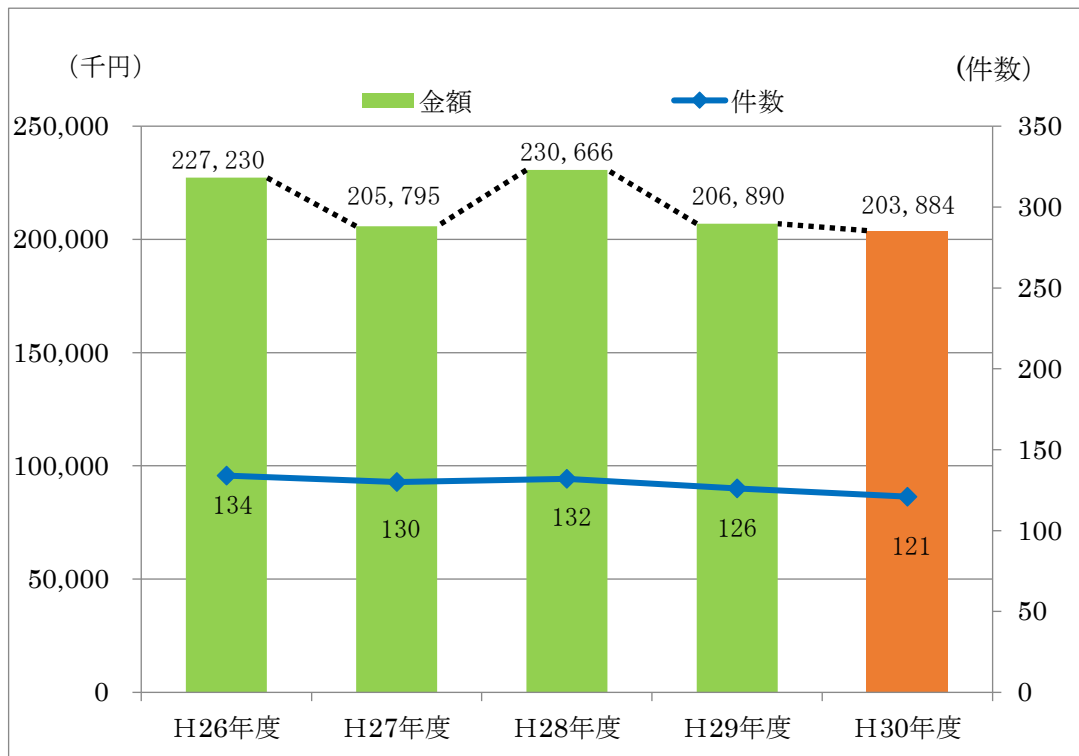


***** 相談申込先 *****
京都工芸繊維大学 産学公連携推進センター

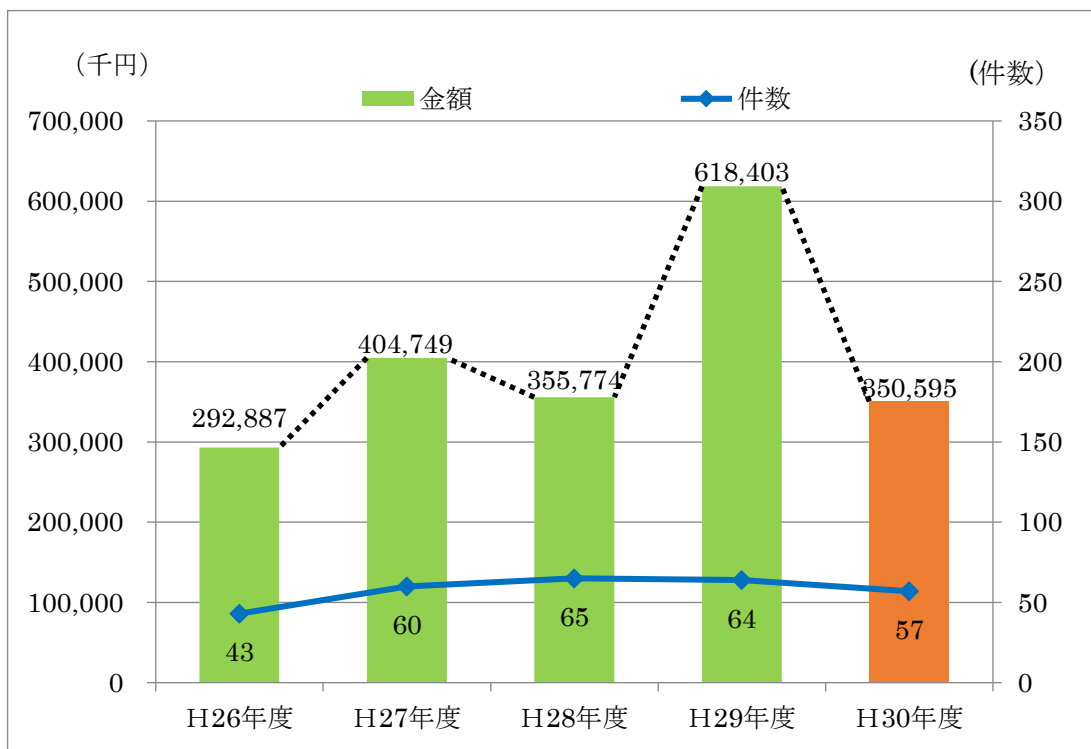
〒606-8585 京都市左京区松ヶ崎橋上町1
TEL: (075)724-7933/ FAX: (075)724-7750
E-Mail: corc@kit.ac.jp

(3) 産学公連携等実施状況

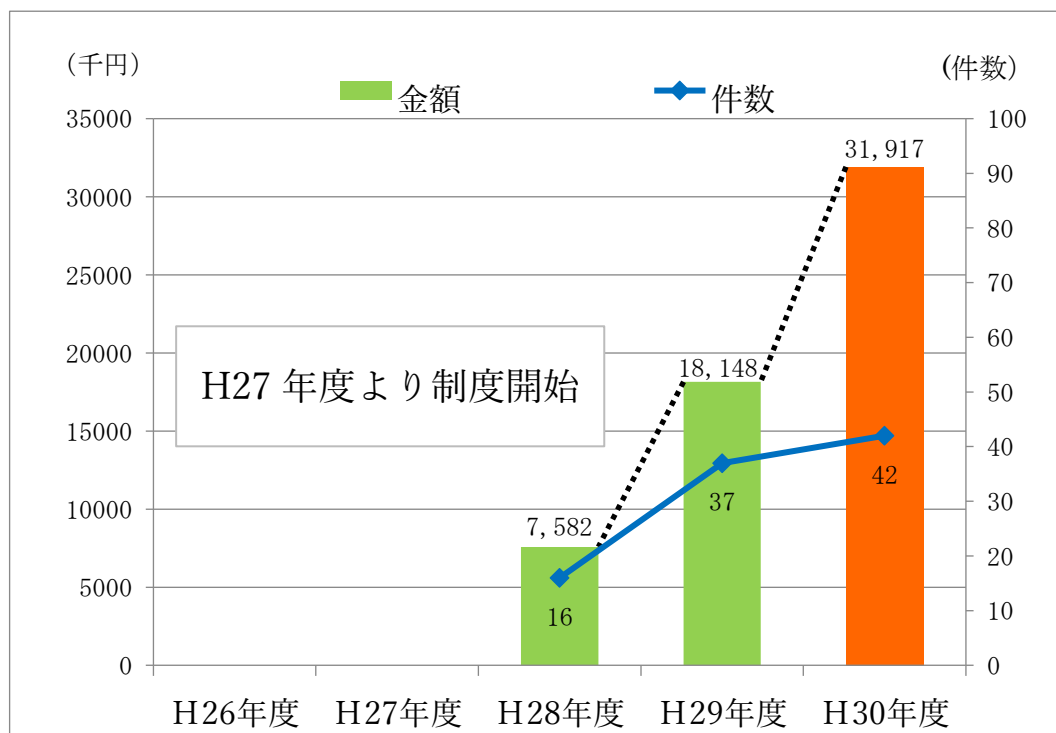
○ 共同研究実施状況



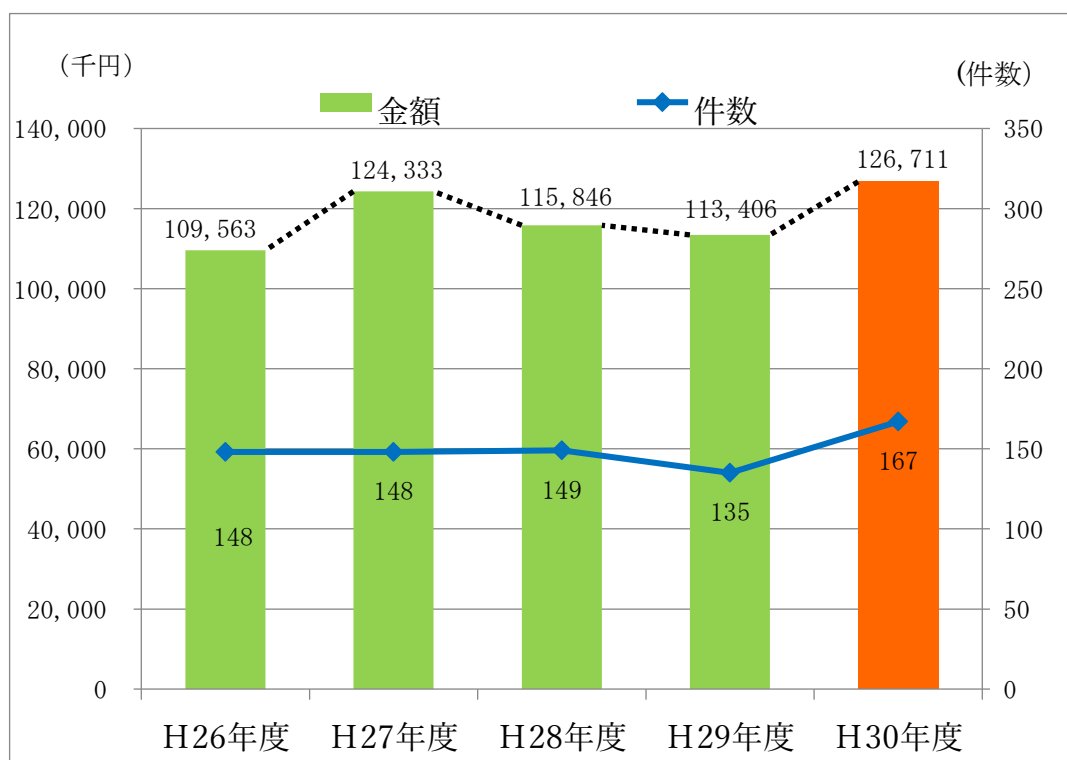
○ 受託研究実施状況



○ 学術指導実施状況



○ 奨学金寄附金受入状況



○ 特許等出願状況

※ () 内は共同出願

年度		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
発明等届出件数		49	44	55	40	66
特許等出願件数	国内出願 ^{※1}	38(21)	33(16)	32(19)	40(23)	40(27)
	国際出願 ^{※2}	4(3)	10(6)	6(4)	10(5)	14(9)
	外国出願 ^{※3}	16(7)	15(11)	6(4)	19(14)	17(15)

特許権保有件数 185 (94) 件 (令和元年 5 月 1 日現在)

内訳：国内 125 (59) 件、外国 60 (35) 件

※1 「国内出願」には基礎出願、国内優先権主張出願、分割出願件数を計上

※2 「国際出願」には特許協力条約(PCT)に基づく出願件数を計上

※3 「外国出願」には国ごとに申請した件数(パリ条約に基づく出願、PCT 出願・EPC 出願後の指定国移行を含む)を計上

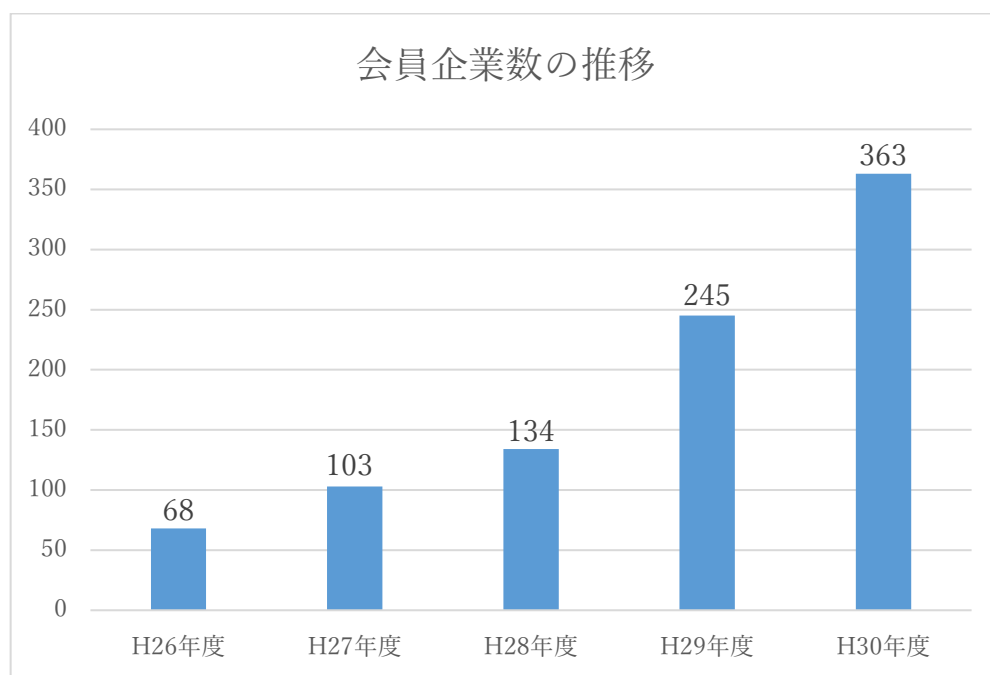
6. 京都工芸繊維大学産学連携協力会について

(1) 概要

本学では、地域社会、特に地域産業界の更なる発展を目的に、総合的な産学連携を推進する組織“産学連携協力会”を設置しています。産学連携協力会では、産・学・公の研究者や事業担当者の交流、科学技術に関する研修会の実施、科学技術相談や共同研究等の推進、産学公連携に関する情報発信に加えて、加盟企業のインターンシップや就職に関する情報を在学生へ提供することなど、産学連携を通じての人材育成に向けた事業も実施しています。

(2) 会員数の推移について

平成29年3月末で134社でしたが、共同研究等を実施している企業への案内や、展示会等のイベントを通じたアプローチを行った結果、平成30年3月末では245社に、平成31年3月末時点では、363社となっています。



(3) 平成30年度役員会・総会・講演会・交流会の開催

日 時	: 平成30年6月19日(火) 15時00分～18時30分
場 所	: ホテル日航プリンセス京都 (京都市下京区烏丸高辻東入高橋町630番地)
プログラム	:
15:00～15:25	役員会(会場 5階 フリージア)
15:30～15:55	総 会(会場 3階 ヴィオラ)
16:00～17:00	講演会(会場 3階 ヴィオラ) 「人工知能技術の現状・今後の見通し・社会へのインパクト」 京都工芸繊維大学 情報工学・人間科学系 教授 岡 夏樹
17:10～18:30	交流会(会場 3階 ローズ)

※講演概要

最近発展が著しい人工知能(AI)技術を次のように整理してできるだけ分かりやすく解説します。

- (1) AIにとっては難しいと言われてきたことで最近できるようになったこと。これらが共通に持つ性質は何か。
- (2) 最新のAIでも難しいこと。それらはなぜ難しいのか。
- (3) 将来の見通し。いつ頃、何ができるようになりそうか。
- (4) 社会へのインパクト。最近AIによってできるようになったこと、近い将来できるようになりそうなことは、社会をどう変革するか?我々はそれにどう備えるべきか?
最後に、本学で保有するAI技術とその応用例について簡単に紹介します。

<講師プロフィール>



氏 名: 岡 夏樹
所 属: 京都工芸繊維大学 情報工学・人間科学系教授
専門分野: 人工知能、ヒューマン・エージェント・インタラクション
所属学会: 日本認知科学会, 人工知能学会, 情報処理学会

略歴: 東京大学工学部計数工学科卒業

1979年～ 株式会社島津製作所 医用機器事業部技術部

1983年～ 東京大学工学部 助手

1984年～ 松下電器産業株式会社

1985年～1990年 財団法人新世代コンピュータ技術開発機構に出向

2003年～ 京都工芸繊維大学 教授、現在に至る。

(4) 京都松ヶ崎・産学連携フォーラム

産学連携協力会では、会員の技術開発担当者、企画や経営部門の方、中小企業の経営者や営業部門の方を対象に、現代社会におけるホットな話題等をテーマとした講演会、大学教員を有する技術情報の紹介、会員企業の技術紹介・ニーズ紹介、その他、会員企業及び大学との連携を目的としたセミナーなどを開催しています。

第1回京都松ヶ崎・産学連携フォーラム

第1回フォーラムでは、自動車産業界で進んでいる変革にスポットをあて、現状を解説するとともに、今後についての理解促進の機会を提供しました。また、本学教員によるシーズ紹介及び名刺交換会を実施しました。

日 時：平成30年9月19日（水） 14：30～18：00

場 所：京都工芸繊維大学 60周年記念館 1階 記念ホール

主 催：京都工芸繊維大学産学連携協力会

共 催：京都工芸繊維大学研究戦略推進本部

プログラム：

【第1部】基調講演 14：30～15：55

演題：「自動車産業に迫る大きなパラダイムシフトの本質」

～日本が負け組にならないために求められる視点～

講師：井上 久男 氏（ジャーナリスト）

【第2部】シーズ紹介 16：05～16：55

1. 「遺伝子発現の抑制（RNA 干渉法）を用いて明らかとなった昆虫の生殖制御の新規機構」
応用生物学系 高木 圭子 助教
2. 「高性能・高効率気体分離膜の創製」
材料化学系 鈴木 智幸 助教
3. 「有機-無機ハイブリッド化による高機能・高性能材料の開発」
分子化学系 井本 裕顕 助教
4. 「テイルメイドな光を発するワンチップレーザ」
電気電子工学系 北村 恭子 講師
5. 「人工脂質二重膜を用いた膜輸送計測」
機械工学系 外岡 大志 助教
6. 「竹材の生物学的特徴とセルロースナノファイバー材料への応用」
繊維学系 岡久 陽子 助教
7. 「デザイン思考グローバルイノベーションプログラム ME310/SUGER」
デザイン・建築学系 多田羅 景太 助教



第2回京都松ヶ崎・産学連携フォーラム

第2回のフォーラムでは、ベンチャー企業に焦点を当てて、世界最大のベンチャー支援機関である Plug and Play Japan 株式会社の内木 遼 Chief Strategy Officer により、シリコンバレー及び日本でプログラムを運営した実績、大企業とスタートアップの連携における注意点などについて発表いただきました。また、ベンチャー企業からスタートして一代で中堅企業に育て上げた株式会社ワイエムシィの山村 隆治 代表取締役社長（京都工芸繊維大学卒業生）により、創業から発展までのプロセス、グローバル企業へと成長させた経営戦略に関する講演も行っていただきました。

日 時：平成31年1月28日（月）15：00～18：00

場 所：京都工芸繊維大学 60周年記念館 1階 記念ホール

主 催：京都工芸繊維大学産学連携協力会

共 催：京都工芸繊維大学産学公連携推進センター

プログラム：

1. 「大企業におけるオープンイノベーションの注意点と Plug and Play の果たせる役割について」
Plug and Play Japan 株式会社 Chief Strategy Officer 内木 遼 氏
2. 「脱サラして40年、いまだ蓄！」
株式会社ワイエムシィ 代表取締役社長 山村 隆治 氏

7. 会議等の記録

(1) 研究戦略推進本部運営委員会

第20回 研究戦略推進本部運営委員会

日 時：平成30年4月12日（木）16時10分から

場 所：3号館 3階 第3会議室

議 題：

1. 平成30年度 研究戦略推進本部事業計画について
2. 平成30年度 研究推進支援費（科研費獲得支援事業）について
3. 平成30年度 リサーチアシスタント(RA)の募集について

報 告：

1. 平成30年度 科学研究費内定状況について
2. 平成30年度 公的資金獲得状況について
3. 平成30年度 研究戦略推進本部URA等について

第21回 研究戦略推進本部運営委員会

日 時：平成30年5月24日（木）14時30分から

場 所：3号館 2階 特別会議室

議 題：

1. 平成30年度 研究推進支援費（科研費獲得支援事業）の選考について
2. 平成30年度 リサーチアシスタント(RA)の選考について
3. 平成30年度研究戦略推進本部シニア・フェローの採用について
4. 第3期中期期間における評価指標（KPI）の見直しについて

第22回 研究戦略推進本部運営委員会

日 時：平成30年6月19日～25日 メール会議

議 題：

1. 平成30年度 シンポジウム等開催助成支援事業選考（第2期）について

第23回 研究戦略推進本部運営委員会

日 時：平成30年9月25日（木）13時10分から

場 所：3号館 2階 第1会議室

議 題：

1. 平成30年度 研究推進支援費（科研費獲得支援事業）の選考について
2. 平成30年度 リサーチアシスタント(RA)の選考について
3. 平成30年度研究戦略推進本部シニア・フェローの採用について
4. 第3期中期期間における評価指標（KPI）の見直しについて

報 告：

1. 第2回教職員著作権等研修会の開催について
2. 知的財産権セミナー2018の開催について

(2) 産学公連携推進センター運営委員会

第1回 産学公連携推進センター運営委員会

日 時：平成30年11月5日（火）10時50分から

場 所：3号館 2階 学長室

議 題：

1. 平成30年10月1日組織改組に伴う知的財産の取扱決定に係る手続フローの変更について
2. 国立大学法人京都工芸繊維大学における知的財産の審査等に関する基準（案）
3. 国立大学法人京都工芸繊維大学における発明等に関する審査等に係る利害関係者の取扱いに関する要項の制定について（案）
4. 知的財産戦略室会議（平成30年10月30日開催）での評価・審査結果について

第2回 産学公連携推進センター運営委員会

日 時：平成30年12月3日（月）11時20分から

場 所：3号館 2階 学長室

議 題：

1. ベンチャーラボラトリー棟の運用について
2. 知的財産戦略室会議（平成30年11月27日開催）での評価・審査結果について

第3回 産学公連携推進センター運営委員会

日 時：平成30年12月27日（金）14時25分から

場 所：3号館 2階 第1会議室

議 題：

1. ドリップバッグコーヒー（大学オリジナルパッケージ）の作製について
2. 平成31年度産学公連携推進センター事業計画案について
3. 平成31年度年度計画（案）及びロードマップの見直しについて
4. 知的財産戦略室会議（平成30年12月20日開催）での評価・審査結果について

報 告：

1. 平成30年度若手研究者プロジェクト支援事業（海外ワークショップ参加支援）について

第4回 産学公連携推進センター運営委員会

日 時：平成31年1月28日（金）10時35分から

場 所：3号館 2階 学長室

議 題：

1. 知的財産戦略室会議（平成31年1月23日開催）での評価・審査結果について

第5回 産学公連携推進センター運営委員会

日 時：平成31年2月18日（月）10時35分から

場 所：3号館 2階 学長室

議 題：

1. 知的財産戦略室会議（平成31年2月13日開催）での評価・審査結果について

第6回 産学公連携推進センター運営委員会

日 時：平成31年3月18日（金）10時25分から

場 所：3号館 2階 学長室

議 題：

1. 知的財産戦略室会議(平成31年3月13日開催)での評価・審査結果について

第7回 産学公連携推進センター運営委員会

日 時：平成31年3月26日（金）11時35分から

場 所：3号館 2階 学長室

議 題：

1. 知的財産戦略室会議(平成31年3月20日開催)での評価・審査結果について

第8回 産学公連携推進センター運営委員会

日 時：平成31年4月18日（木）15時35分から

場 所：3号館 2階 第1会議室

議 題：

1. 2019年度産学公連携推進センター事業計画について
2. 知的財産戦略室会議(2019年4月10日開催)での評価・審査結果について

報 告：

1. 大学等における産学連携等実施状況について
2. 2019年度産学公連携推進センターUR A等について

第9回 産学公連携推進センター運営委員会

日 時：令和元年5月27日（月）11時00分から

場 所：3号館 2階 学長室

議 題：

1. 知的財産戦略室会議(令和元年5月22日開催)での評価・審査結果について

(3) 国立大学法人共同研究センター長等会議

第30回国立大学法人共同研究センター長等会議

日 時：平成30年9月27日（木）13時00分～19時30分

9月28日（金）9時00分～12時00分

場 所：ホテルメルパルク長野

主 催：信州大学（当番校）

本学参加者：行場 吉成 研究戦略推進本部UR A、砂田 真也 研究推進課長

プログラム：

[第1日目] 9月27日（木）

1. 開会挨拶 第30回 国立大学法人共同研究センター長等会議 開催にあたって

信州大学長 濱田 州博 氏

2. 全体協議 議題事項 ①第31回 当番大学について

②第31回 国立大学法人共同研究センター等教員会議報告

3. 基調講演 「我が国における産学連携の動向と未来」

文部科学省 科学技術・学術政策局 産業連携・地域支援課

大学技術移転推進室長 村瀬 剛太 氏

4. 研究会A

KeynoteA 「産学連携と科学技術イノベーション力強化の未来に向けて」

特定非営利活動法人ミラツク 代表理事

西村 勇哉 氏

DiscussA 「産学連携と科学技術イノベーション力強化の未来に向けて」

・ファシリテータ：秋田大学 産学連携推進機構

伊藤 慎一 氏

・副ファシリテータ：信州大学 学術研究・産学官連携推進機構

杉原 伸宏 氏

・パネリスト：

特定非営利活動法人ミラツク

西村 勇哉 氏

九州大学 理事長／学術研究・産学官連携本部

古川 勝彦 氏

山口大学 大学研究推進機構 産学公連携センター

小松 隆一 氏

新潟大学 研究企画推進部 産学連携課

安藤 靖志 氏

高知大学 地域連携推進センター 研究国際部地域連携課

芝 弘行 氏

群馬大学 研究・産学連携推進機構 産学連携・知的財産部門

石間 経章 氏

5. 開会

6. レセプション 下諏訪木遣り保存会

7. 閉会

[第2日目] 9月28日(金)

1. 研究会B

KeynoteB 「新たな産学-社会連携時代の人財育成

—守破離の精神で、人財育成も一足飛びにいかない！—

立命館大学 研究部事務部長／産学官連携戦略本部 副本部長 野口 義文 氏

DiscussB 「新たな産学-社会連携時代の人材育成」

・ファシリテータ : 岩手大学 三陸振興・地域創生推進機構 今井 潤 氏

・副ファシリテータ : 信州大学 学術研究・産学官連携推進機構 林 靖人 氏

・パネリスト :

文部科学省 科学技術・学術政策局 村瀬 剛太 氏

立命館大学 研究部事務部／産学官連携戦略本部 野口 義文 氏

横浜国立大学 研究推進機構 産学官連携戦略本部 野口 義文 氏

茨城大学 研究・産学官連携機構 坂井 宗寿 氏

香川大学 地域・産学官連携戦略室 産学連携・知的財産センター 永富 太一 氏

九州工業大学 イノベーション推進機構 グローバル産学連携センター 竹澤 昌晃 氏

東北大学 未来科学技術共同研究 長谷川 史彦 氏

2. 第31回当番大学 挨拶・案内

3. 閉会の挨拶

4. 閉会

5. エクスカーション (参加者のみ)

小布施町視察研修へ出発 (まちづくりと産学官地域連携事例の視察)

(4) 四工大地域共同研究センター長等会議

第19回四工大地域共同研究センター長等会議

日時 : 平成30年8月31日(金) 10時30分～11時30分

場所 : 東京ビックサイト 会議棟 103 会議室

主催 : 九州工業大学 (当番校)

本学参加者 : 行場 吉成 研究戦略推進本部UR A、砂田 真也 研究推進課長

- 議題 :
1. 大学発ベンチャー企業の株式、新株予約権の保有状況等について
 2. 受託研究の契約書、再委託契約書について
 3. 海外ファンドからの研究費受給について
 4. 研究倫理教育の受講確認について
 5. 研究助成や公募情報の学内での発信方法について
 6. 人材育成の取り組みについて
 7. 学術指導制度について

- その他 :
1. 第30回国立大学法人共同研究センター長等会議の議題について
 2. 次回の開催について

8. 関係規則

京都工芸繊維大学研究戦略推進本部規則

京都工芸繊維大学産学公連携推進センター規則

京都工芸繊維大学産学公連携推進センター連携企画室規則

京都工芸繊維大学産学公連携推進センター知的財産戦略室規則

京都工芸繊維大学産学公連携推進センターリカレント教育推進室規則

京都工芸繊維大学研究戦略推進本部規則

平成27年6月25日制定
最終改正 平成27年12月24日

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人京都工芸繊維大学の組織に関する規則（平成16年4月1日制定。以下「組織規則」という。）第30条の4の規定に基づき、研究戦略推進本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 本部は、次に掲げる事項について企画し、立案し及び実施する。

- (1) 研究活動の推進に関する事項
- (2) 研究成果等に基づいた実用化及び起業化の推進に関する事項
- (3) 産学公連携活動の推進及び支援に関する事項
- (4) 知的財産に関する事項
- (5) その他本学の研究戦略に関する事項

(組織)

第3条 本部に次に掲げる者を置く。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 室長
- (4) その他の職員

2 本部長は、学長が指名する副学長をもって充てる。

3 副本部長は、複数名置くことができるものとし、うち1名は本学の専任の教授のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

4 室長は、本学の専任の教員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

5 本部長、副本部長及び室長の任期は、1年とする。ただし、補欠の本部長、副本部長及び室長の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前項の場合において、副本部長及び室長の任期が、当該副本部長及び室長を指名した本部長の任期を越えることとなる場合は、当該本部長の任期の末日をもってその終期とする。

7 本部長、副本部長及び室長は、再任されることができる。

8 本部長が任期の途中で退任したときは、当該本部長が指名した副本部長及び室長の任期は、当該本部長が退任した日をもって満了したものとみなす。

(本部長の任命等)

第4条 本部長は、学長が任命する。

2 副本部長及び室長は、本部長の申出を経て学長が任命する。

(職務)

第5条 本部長は、本部の業務を掌理する。

2 副本部長は、本部長の職務を補佐し、本部の運営に関し本部長が指示する事項を処理する。

3 室長は、本部長の命を受け、次条の室の業務を掌理する。

4 その他の職員は、本部長の命を受け、その職務に従事する。

(室)

第6条 本部に、第2条の業務の推進のため、次に掲げる室を置く。

- (1) 研究推進・ベンチャー支援室
- (2) 産学公連携室
- (3) 知的財産室

2 前項の室に関し必要な事項は、次条に規定する運営委員会の議を経て、学長の下承を得て本部長が定める。

(運営委員会の設置)

第7条 本部に運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の審議事項)

第8条 委員会は、第2条に掲げる業務に関する重要事項について審議する。

(委員会の組織)

第9条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 各室長
- (4) 学長が指名する副学長
- (5) 財務課長
- (6) 研究推進課長
- (7) その他本部長が必要と認める者

2 前項第7号の委員は、本部長の申出を経て学長が委嘱する。

3 第1項第7号の委員の任期は、委嘱の日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第10条 委員会に委員長を置き、本部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代行する。

(委員会の議事等)

第11条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(部会)

第12条 本部に、必要に応じて部会を置くことができる。

(事務)

第13条 本部に関する事務は、研究推進課において処理する。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、学長の下承を得て本部長が定める。

附 則

1 この規則は、平成27年7月1日から施行する。

- 2 この規則の施行後、最初に任命される本部長については、第3条第5項に規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。
- 3 京都工芸繊維大学産学官連携推進本部規則（平成21年2月19日制定）、京都工芸繊維大学研究推進本部規則（平成16年5月20日制定）、京都工芸繊維大学創造連携センター規則（平成21年2月19日制定）、京都工芸繊維大学ベンチャーラボラトリー規則（平成21年2月19日制定）及び京都工芸繊維大学知的財産センター規則（平成21年2月19日制定）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、平成27年12月24日から施行する。
- 2 この規則の施行後、最初の第6条第1項第3号の知的財産室の室長については、第3条第4項及び第4条第2項の規定にかかわらず、当分の間、本部長をもって充てる。

京都工芸繊維大学産学公連携推進センター規則

平成30年9月27日制定

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人京都工芸繊維大学の組織に関する規則（平成16年4月1日制定。以下「組織規則」という。）第33条の規定に基づき、産学公連携推進センター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 センターは、次に掲げる事項を行う。

- (1) 産学公連携活動の推進及び支援に関する事項
- (2) 研究成果等に基づいた実用化及び起業化の支援に関する事項
- (3) 知的財産に関する事項
- (4) リカレント教育に関する事項
- (5) その他産学公連携に関する事項

(組織)

第3条 センターに次に掲げる者を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 室長
- (4) その他の職員

2 センター長及び副センター長は、学長が指名する副学長をもって充てる。

3 室長は、本学の職員のうちから学長が指名する者又は学外の有識者等のうちから学長が委嘱する者をもって充てる。

4 センター長、副センター長及び室長の任期は、1年とする。この場合において、センター長、副センター長及び室長の任期が、任命の日の属する年度の末日を超えることとなるときは、当該年度の末日をもってその終期とする。

5 センター長、副センター長及び室長は、再任されることができる。

(任命等)

第4条 センター長、副センター長及び室長は、学長が任命する。

(職務)

第5条 センター長は、センターの業務を掌理する。

- 2 副センター長は、センター長の職務を補佐する。
- 3 室長は、センター長の命を受け、次条の室の業務を掌理する。
- 4 その他の職員は、センター長の命を受け、その職務に従事する。

(室)

第6条 組織規則第32条第1項の規定に基づき、センターに、第2条の業務を推進するための組織として、室を置く。

2 室に関し必要な事項は、組織規則第32条第2項の規定に基づき、別に規則で定める。
(運営委員会の設置)

第7条 センターに運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。
(委員会の審議事項)

第8条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 第2条の業務に関する重要事項
- (2) センター及びセンターに置く室の運営についての基本方針に関する事項
- (3) センター及びセンターに置く室の業務の計画及び実施に関する事項
- (4) センター及びセンターに置く室の予算の計画及び執行に関する事項
- (5) センター及びセンターに置く室の自己点検・評価に関する事項
- (6) その他センター及びセンターに置く室の運営に関し必要な事項

(委員会の組織)

第9条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 副学長
- (4) 各室長
- (5) 事務局長
- (6) その他センター長が必要と認める者

2 前項第6号の委員は、センター長の申出を経て学長が委嘱する。

3 第1項第6号の委員の任期は、委嘱の日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第10条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会の業務を掌理する。

3 委員長に事故があるときは、副センター長が、その職務を代行する。

(会議)

第11条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(事務)

第12条 センターに関する事務は、産学・地域連携課及び学務課の協力を得て研究推進課において処理する。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、学長の下承を得てセンター長が定める。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

京都工芸繊維大学産学公連携推進センター連携企画室規則

平成30年9月27日制定

(趣旨)

第1条 この規則は、京都工芸繊維大学産学公連携推進センター規則（平成30年9月27日制定。以下「センター規則」という。）第6条第2項の規定に基づき、産学公連携推進センターに置く連携企画室（以下「室」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 室は、センター規則第2条第1号及び第2号の事項に関し、次に掲げる業務について企画し、立案し、及び実施する。

- (1) 産学公連携プロジェクト等の企画及び推進に関すること。
- (2) 企業、地方公共団体その他の外部の機関との共同研究及び受託研究等の促進に関すること。
- (3) 地域等の研究ニーズ及び研究シーズに基づく産学公連携に関すること。
- (4) 産学公研究者交流に関すること。
- (5) 技術教育への支援に関すること。
- (6) 外部資金の獲得に関する情報収集及び支援に関すること。
- (7) 国立大学法人京都工芸繊維大学の組織に関する規則（平成16年4月1日制定）第32条第1項に掲げる室間の連携に関すること。
- (8) 京都工芸繊維大学産学連携協力会との連携に関すること。
- (9) 研究成果等に基づいた実用化及び起業化の支援に関する次に掲げる事項
 - ア 研究成果物の社会実装化支援に関すること。
 - イ 教員及び学生の起業化支援に関すること。
- (10) その他本学の産学公連携活動の推進及び支援に関すること。

(組織)

第3条 室に、次に掲げる室員を置く。

- (1) 室長
 - (2) 副室長
 - (3) 産学公連携推進センターに所属する職員のうち、産学公連携推進センター長（以下「センター長」という。）が指名する者
- 2 副室長は、本学の職員のうちからセンター長が指名する者をもって充てる。
 - 3 副室長の任期は、1年とする。この場合において、副室長の任期が、任命の日の属する年度の末日を超えることとなるときは、当該年度の末日をもってその終期とする。
 - 4 副室長は、再任されることができる。

5 センター長が任期の途中で退任したときは、当該センター長が指名した副室長の任期は、当該センター長が退任した日をもって満了したものとみなす。

(副室長の任命)

第4条 副室長は、センター長の申出を経て、学長が任命する。

(職務)

第5条 副室長は、室長の職務を補佐する。

2 第3条第1項第3号の室員は、室長の命を受け、その職務に従事する。

(ワーキンググループ)

第6条 室に、必要に応じ、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループに関し必要な事項は、学長の下承を得て室長が定める。

(事務)

第7条 室に関する事務は、研究推進課の協力を得て産学・地域連携課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、室の運営に関し必要な事項は、センター規則第7条の運営委員会の議を経て、学長の下承を得て室長が定める。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

京都工芸繊維大学産学公連携推進センター知的財産戦略室規則

平成30年9月27日制定

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人京都工芸繊維大学産学公連携推進センター規則（平成30年9月27日制定。以下「センター規則」という。）第6条第2項の規定に基づき、産学公連携推進センターに置く知的財産戦略室（以下「室」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 室は、センター規則第2条第3号の事項に関し、次に掲げる業務について企画し、立案し、及び実施する。

- (1) 知的財産戦略に関すること。
- (2) 知的財産の審査等に関すること。
- (3) 知的財産の保護、管理及び活用に関すること。
- (4) 利益相反マネジメントの支援に関すること。
- (5) その他知的財産に関すること。

(組織)

第3条 室に、次に掲げる室員を置く。

- (1) 室長
 - (2) 副室長
 - (3) 産学公連携推進センターに所属する職員のうち、産学公連携推進センター長（以下「センター長」という。）が指名する者
 - (4) その他センター長が必要と認める学内外の有識者 若干名
- 2 副室長は、本学の職員のうちからセンター長が指名する者をもって充てる。
- 3 副室長及び第1項第4号の室員の任期は、1年とする。この場合において、副室長及び室員の任期が、任命の日の属する年度の末日を超えることとなるときは、当該年度の末日をもってその終期とする。
- 4 副室長及び第1項第4号の室員は、再任されることができる。
- 5 センター長が任期の途中で退任したときは、当該センター長が指名した副室長及び第1項第4号の室員の任期は、当該センター長が退任した日をもって満了したものとみなす。

(副室長等の任命等)

第4条 副室長は、センター長の申出を経て、学長が任命する。

- 2 前条第1項第4号に規定する室員は、センター長の申出を経て、学長が委嘱する。

(職務)

第5条 副室長は、室長の職務を補佐する。

- 2 第3条第1項第3号及び第4号の職員は、室長の命を受け、その職務に従事する。

(室長)

第6条 室長は、第2条に規定する業務の企画、立案、及び実施に当たり知的財産戦略室会議（以下「室会議」という。）を招集し、その議長となる。

2 室長に事故があるときは、副室長が、その職務を代行する。

(議事等)

第7条 室会議は、室員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 室会議の議事は、出席室員の過半数で決し、可否同数のときは室会議の議長の決するところによる。

3 室長が必要と認めたときは、室員以外の者を室会議に出席させることができる。

(事務)

第8条 室に関する事務は、研究推進課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、室の運営に関し必要な事項は、センター規則第7条の運営委員会の議を経て、学長の下承を得て室長が定める。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

京都工芸繊維大学産学公連携推進センターリカレント教育推進室規則

平成30年9月27日制定

(趣旨)

第1条 この規則は、京都工芸繊維大学産学公連携推進センター規則（平成30年9月27日制定。以下「センター規則」という。）第6条第2項の規定に基づき、産学公連携推進センターに置くりカレント教育推進室（以下「室」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 室は、センター規則第2条第4号の事項に関し、次に掲げる業務について企画し、立案し、及び実施する。

- (1) 地域等のニーズに基づくリカレント教育の推進に関すること。
- (2) リカレント教育プログラムに関すること。
- (3) その他本学のリカレント教育の推進及び支援に関すること。

(組織)

第3条 室に、次に掲げる室員を置く。

- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) 産学公連携推進センターに所属する職員のうち、産学公連携推進センター長（以下「センター長」という。）が指名する者
- (4) その他センター長が必要と認める学内外の有識者

2 副室長は、本学の職員のうちからセンター長が指名する者をもって充てる。

3 副室長及び第1項第4号の室員の任期は、1年とする。この場合において、副室長及び室員の任期が、任命の日の属する年度の末日を超えることとなるときは、当該年度の末日をもってその終期とする。

4 副室長及び第1項第4号の室員は、再任されることができる。

5 センター長が任期の途中で退任したときは、当該センター長が指名した副室長及び第1項第4号の室員の任期は、当該センター長が退任した日をもって満了したものとみなす。

(副室長等の任命等)

第4条 副室長は、センター長の申出を経て、学長が任命する。

2 前条第1項第4号に規定する室員は、センター長の申出を経て、学長が委嘱する。

(職務)

第5条 副室長は、室長の職務を補佐する。

2 第3条第1項第3号及び第4号の室員は、室長の命を受け、その職務に従事する。

(ワーキンググループ)

第6条 室に、必要に応じ、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループに関し必要な事項は、学長の下承を得て室長が定める。

(事務)

第7条 室に関する事務は、研究推進課及び産学・地域連携課の協力を得て、学務課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、室の運営に関し必要な事項は、センター規則第7条の運営委員会の議を経て、学長の下承を得て室長が定める。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

